



KENPO
DAYORI

健保だより

西武健保ホームページからもご覧になれます。http://www.seibu-kenpo.or.jp

No.1008

2015.7.7

西武健康保険組合



事務所移転のお知らせ

7月21日（火）より、西武健保は下記の住所へ移転いたします。

- 新事務所業務開始日 平成27年7月21日（火）
 - 新住所 〒359-0037
埼玉県所沢市くすのき台1-11-1
 - 電話番号 04-2926-3876（鉄電3876）
 - FAX番号 04-2926-3878
- ※郵便番号・電話番号・FAX番号は変更ありません



移転作業に伴い、ご不便・ご迷惑をおかけすることがあるかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、事務所の移転に伴い、新しい保険証を交付いたします。

1. 新しい保険証（以下、「新証」）の様式変更と注意事項について

- ① 保険証の色がピンクから青に変わります。
- ② 注意事項については、“ホームページ”や“健保だより”（次ページ）に掲載しますので、よくお読みください。

2. 新証の交付について

- ① 平成27年9月1日（火）以降、会社ごと一括交付します。
- ② 新証は、会社にお勤めの方は会社を通してお渡しします。任意継続の方はご自宅へ郵送します。
- ③ 新証は旧証と引き換えになります。新証を受け取る際は、旧証のご提出をお願いします。
- ④ 次に該当する方は、平成27年7月21日（火）以降、新証を交付します。
 - ・新たに西武健保に加入される方
 - ・結婚などにより氏名を変更される方
 - ・破損、き損、紛失などにより保険証を再交付申請される方

3. 「高齢受給者証」について

現在、「高齢受給者証」をお持ちの方につきましても、平成27年9月1日（火）以降、新しい「高齢受給者証」を発行します。新しい「高齢受給者証」を受け取る際は、現在お持ちの「高齢受給者証」のご提出をお願いします。

4. 「限度額適用認定証」について

現在、「限度額適用認定証」をお持ちの方につきましては、後日、交換のご案内をします。なお、今後「限度額適用認定証」を使用する見込みがない方はご返却をお願いします。

5. 「被扶養者取消届」の提出について

すでに奥さまやお子さまが他の保険者の保険証をお持ちの場合は、西武健保の保険証は不要になりますので、速やかに不要となった保険証と「被扶養者取消届」のご提出をお願いします。

6. 注意事項

- ・新証が交付されたら、すぐに住所欄に住所を記入し、大切に保管してください。
- ・保険証は身分証明書の役割を果たすこともある大切なものです。悪用されないよう、紛失や盗難には十分注意してください。
- ・保険医療機関などで診察を受ける際には、必ず保険証を（高齢受給者証が交付されている方はその証も添えて）窓口へ提出してください。
- ・被保険者の資格を失ったときは、家族（被扶養者）の分も含め、5日以内に保険証を所属会社にお返しください。ただし、任意継続被保険者の方は直接西武健保にお返しください。
- ・保険証の記載事項を無断で訂正したり（住所欄は除く）、他人に貸与することは禁止されています。
- ・不正に保険証を使用した場合は、刑法により詐欺罪として罰せられます。
- ・保険証表面の記載事項に変更があった場合は、すぐに所属会社を経由して西武健保に提出し、訂正（再発行）を受けてください。ただし、任意継続被保険者の場合は直接西武健保に提出し、訂正（再発行）を受けてください。
- ・保険証は病院に預けたままにしないようお願いします。
- ・紛失した場合は速やかに警察に届け出て、「被保険者証・高齢受給者証紛失届兼再交付申請書」を所属会社を経由して西武健保に提出してください。

